

満鉄附屬地の中国人学校における同盟休校事件 —排日運動下の学校秩序と生徒管理に着目して—

松婷

愛知教育大学非常勤講師

概要：本稿の目的は、1920年代後半の排日運動の高揚を背景として、満鉄附屬地の中国人学校における同盟休校事件が、学校秩序と生徒管理の問題としてどのように現れたのかを明らかにすることである。具体的には、遼陽商業学校、熊岳城農業学校、奉天同文商業学校の3つの事例を取り上げた。外務省史料、満鉄関係資料、同時代の新聞報道などを用いて、それぞれの発生経緯と学校側の対応を検討した。その結果、第一に、排日運動の影響の現れ方は、各学校の内部事情によって異なっていた。第二に、同盟休校は単なる欠席や授業停止ではなく、校内規律や生徒管理の枠組みを揺るがす出来事として認識されていた。第三に、学校側は首謀者への処分と同調者の復校を組み合わせることで、学校秩序の回復と学校運営の再開を図っていた。以上により、本稿は、同盟休校事件を排日運動の一現象としてのみ捉えるのではなく、学校内部の秩序維持と生徒管理の過程に即して捉え直す視角を提示した。

キーワード：満鉄附屬地中国人学校、同盟休校、排日運動、学校秩序、生徒管理

Student Strikes at Chinese Schools in the South Manchuria Railway Zone: School Order and Student Management amid the Anti-Japanese Movement

Song Ting

Part-time Lecturer, Aichi University of Education, Kariya, Japan

Abstract: This article examines how student strikes at Chinese schools in the South Manchuria Railway Zone emerged as problems of school order and student management amid the anti-Japanese movement of the late 1920s. Focusing on Liaoyang Commercial School, Xiongyuecheng Agricultural School, and Fengtian Tongwen Commercial School, it uses diplomatic records, South Manchuria Railway materials, and contemporary newspapers to analyze each incident and the schools' responses. The study finds, first, that the impact of anti-Japanese activism varied according to each school's internal circumstances. Second, the strikes were regarded as events that destabilized school discipline and student management. Third, school authorities restored order and resumed operations by punishing ringleaders while readmitting followers. These findings offer a perspective that interprets the strikes not merely as manifestations of the anti-Japanese movement, but through the maintenance of order and student management within schools.

Keywords: Chinese schools in the South Manchuria Railway Zone, student strikes, anti-Japanese movement, school order, student management

1. はじめに

1925 年の五・三〇事件以降、中国各地では反帝国主義運動と排日運動が高揚し、労働者・学生・商工業者を中心に、示威運動、罷業、日貨排斥などの運動が展開された。さらに 1927 年には、山東出兵や東方会議に示された日本の対中・対満蒙政策を背景として、中国側の反日感情は一層高まった。満洲地域においても、奉天総商會を中心とする日貨排斥運動や、学生・教育界を含む排日運動が展開され、地域社会の緊張は学校教育の場にも及んでいた。

こうした政治的緊張は、満鉄附屬地の中国人学校にも及んでいた。これらの学校は、中国人生徒に教育を施す場であると同時に、満鉄をはじめとする日本側教育事業と中国側の教育権回収運動とが交錯する場でもあった。そのため、排日運動の高揚は、生徒の集団行動や学校側の対応を通じて、学校秩序と生徒管理をめぐる問題として現れる可能性をもっていた。

本稿が対象とする排日運動下の学校秩序と生徒管理の問題を考えるうえで、1920 年代満洲における教育権回収運動に関する研究は重要である。1920 年代の満洲では、排日運動の高揚とともに、日本側教育機関をめぐる教育権の問題も中国ナショナリズムの文脈で論じられていた。阿部は、1920 年代満洲における教育権回収運動を中国近代教育におけるナショナリズムの一側面として位置づけ、日本側教育事業の展開と中国側の教育権回収要求の形成過程を明らかにした。この研究は、満鉄附屬地の中国人学校をめぐる問題が、中国ナショナリズムや排日運動と結びついていたことを示している。また、阿部は、東亜同文會系学校が 1920 年代の教育権回収運動の高揚のなかで、同盟休校や一斉退学などの学生・生徒運動に直面していたことを明らかにした。これは、本稿で扱う満鉄附屬地の中国人学校における同盟休校事件を、同時代の教育権回収運動や排日運動の広がりの中に位置づけるうえで参考となる。さらに、山本は、1920～30 年代の満鉄附屬地の公学堂に勤務した日本人教員の意識変容を、教育権回収運動との関係から検討し、この運動が単なる制度上の問題にとどまらず、教育現場における日本人教員の認識にも関わる問題であったことを明らかにした。

以上の研究は、1920 年代満洲における教育権回収運動、日本側教育事業、公学堂の教員意識、さらに在華日本側教育機関における同盟休校・一斉退学の問題を明らかにしてきた。しかし、満鉄附屬地の中国人学校において、排日運動の高揚が学校秩序の動揺や生徒の集団行動、学校側の対応としてどのように現れたのかについては、なお具体的な事例に即した検討が必要である。

そこで本稿では、1927 年前後の排日運動の展開を踏まえつつ、遼陽商業学校、熊岳城農業学校、奉天同文商業学校における同盟休校事件を取り上げ、満鉄附屬地の中国人学校における学校秩序の動揺と学校側による生徒管理のあり方を明らかにする。具体的には、生徒の集団行動、学校側の処分、復校手続に注目し、排日運動の高揚が、満鉄附屬地の中国人学校内部において、学校秩序と生徒管理の問題としてどのように現れたのかを検

討する。これにより、教育権回収運動や排日運動を政策史・運動史のレベルにとどめず、満鉄附属地の中国人学校の内部に即して捉え直すことを試みる。

2. 排日運動の展開と満鉄附属地の中国人学校への波及

1920年代前半期には、満鉄附属地の中国人教育施設をめぐって、すでに教育権回収の問題が浮上していた。外務省外交史料館所蔵の「満鉄附属地教育権回収問題」によれば、満鉄附属地における中国人教育施設は満鉄側の管理下にあり、当時の満洲における中国側の利権回収運動のなかで、教育権回収の対象として意識されていた¹。こうした状況のなかで、1925年の五・三〇事件以降、排日運動は満鉄附属地の中国人学校にも波及していくことになる。

1925年5月30日に上海で発生した五・三〇事件は、中国各地における反帝国主義運動と排日運動を拡大させる契機となった。同事件後、労働者・学生・商工業者を中心に、示威運動、罷業、日貨排斥などが各地に広がった。満洲は上海とは社会的・政治的状况を異にしていたが、この運動はまもなく満鉄附属地およびその周辺地域にも波及した。『満鉄教育沿革史』によれば、1925年6月8日以降、排日運動は満鉄が経営・補助する中国人学校にも影響を及ぼし始めた。6月9日には、上海・北京方面から来た学生が宣伝文を携えて奉天城内の各学校を訪れ、反帝国主義運動の宣伝を行っていた。翌10日には、奉天城内の各学校の学生代表約100名が省長公署前に集まり、抑留労働者への寄付募集、日英との経済的断絶、示威運動の許可などを求めた。この学生代表のなかには、満洲医科大学、南満医学堂、南満中学堂の代表も含まれていた。

その後、排日運動の影響は満鉄附属地の学校にも具体的な形で現れた。6月11日には、奉天城内における中国側官庁の取締りが厳しくなったため、学生運動の活動の場が附属地へ移ろうとする動きもみられた。これを受けて、南満中学堂では生徒を一時的に遠ざけるため、全員に帰郷を命じた。6月12日には、營口商業学校が周囲の情勢を考慮して全校生徒に帰郷を命じ、奉天の中等以上の各学校でも無期休業が決定された。また、奉天公学校および満鉄会社補助を受けていた奉天同文商業学校では、生徒の間にまだ不穏な動きはみられなかったものの、通学路の危険を考慮して一週間の臨時休業が決められた。

さらに、6月13日には排外運動が遼陽にも波及し、遼陽商業学校では、生徒が遼陽城内の生徒に煽動されることを警戒して、全校生徒に即刻帰郷を命じた。鉄嶺日本語学校でも、生徒が帰省中に南満中学堂の生徒に煽動されたため、休校措置がとられた。6月15日には、熊岳城農業学校でも生徒の間に動揺が生じ、鎮静化の努力にもかかわらず、臨時休業が命じられた。翌16日には、蓋平公学堂の上級生徒による臨時休業申請もみられたが、これは取り消され、その後、同校では動揺の兆しは確認されなかった。このよう

¹ 「12、満鉄附属地教育権回収問題」 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B13081113500、最近支那関係諸問題摘要 第1巻(第49回臨時議会用)(議AJ-6)(外務省外交史料館)。

に、1925 年 6 月の時点で、排日運動は奉天城内の学生運動にとどまらず、満鉄附属地およびその周辺の中国人学校にまで波及していた。

この事態を受けて、満鉄側も中国人学校の生徒管理に関する方針を定めた。すなわち、同年 6 月の満鉄重役会議では、一時的に付和雷同した生徒については、直ちに処分するのではなく、しばらく事態の推移を見守ること、他方で、排日の扇動や暴行・脅迫などを行った生徒に対しては厳重に処分することが決定された。この方針は、満鉄沿線の各中国人学校にも通知された。また、奉天公署長からの依頼を受けた王省長も、満鉄経営学校の中国人生徒に対して、輕挙妄動を慎むよう戒めた。ここから、満鉄側が生徒の動向を、単なる学校内部の問題ではなく、排日運動と結びついた治安・管理上の問題として把握していたことがうかがえる。

その後、1927 年に入ると、山東出兵や東方会議に象徴される日本の対中・対満蒙政策を背景として、満洲における排日運動は再び高揚した。奉天では、総商会を中心に日貨排斥運動が組織され、日本製品の輸入禁止、日本商人との取引停止、日本人経営の工場に雇われた中国人従業員のストライキなどが呼びかけられた。また、奉天省議会内の東三省外交後援会や総商会を中心として、商工会・教育界を巻き込む後援組織が形成され、排日ビラも流布された²。

1927 年 9 月には、奉天において大規模な排日示威運動が発生した。9 月 4 日の示威運動では、女子学生を先頭に多数の群衆が行進し、「日帝打倒」「取消二十一カ条」「満蒙政策取消」「打倒田中内閣」などの標語が掲げられた³。また、中国紙も、奉天における排日運動が学校教育の場に及んでいたことを報じていた。『申報』1927 年 9 月 11 日付の記事は、「満鉄商学生加入排日運動」と題し、満鉄関係の商業学校生徒が排日運動に関与したとする情報を伝えている。また同記事は、中国児童の日本側学校への入学をめぐる問題にも言及しており、排日運動が単なる日貨排斥や街頭示威にとどまらず、学校教育や児童・生徒の帰属をめぐる問題とも結びついていたことを示している⁴。

こうした運動の拡大を受けて、日本側は奉天当局に対して排日行動の取締りを強く求めた。このような緊迫した状況のなかで、在満邦人は日本政府に対して救済を要請した。また、芳沢公使は日本政府の訓令を受け、9 月 7 日午後 5 時に張作霖と会見し、排日行為に対する注意喚起と取締りを求めた⁵。しかし、張作霖による取締命令は奉天に伝達されたものの、十分には徹底されなかったとみられる。そのため、9 月 9 日午後 2 時、芳

² 「奉商界厲行排日」『申報』第 19546 号、1927 年 8 月 11 日付。

³ 「排日示威遊行大会」、『盛京時報』第 6396 号、1927 年 9 月 5 日付。

⁴ 「満鉄商校学生加入排日運動」、『申報』第 19577 号、1927 年 9 月 11 日付。

⁵ 「(七) 排日運動経過概要」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02030038500、満蒙問題二関スル交渉一件 松本記録 第三卷 (A-1-1-0-1_004) (外務省外交史料館)「張作霖氏に嚴重抗議」『満洲日日新聞』, 第 6941 号、1927 年 9 月 8 日付。

沢公使は公使官邸において楊宇霆と満蒙交渉を行い、あらためて排日運動の取締りを要求した。これに対し、楊宇霆は直ちに応じる意向を示した⁶。こうした日本側と奉天当局との交渉の結果、9月10日に予定されていた学生団を中心とする排日示威運動については、張作霖の命令が奉天省教育庁を通じて各学校長に伝達され、同日のデモは実施されなかった。しかし、示威運動が中止されたからといって、学校教育の場への影響がただちに解消されたわけではなかった。むしろ、この時期には、商会・学生・教育界を含む排日運動の広がり、満鉄附属地の中国人学校にも緊張をもたらす状況が生じていた。

以上のように、1925年の五・三〇事件以降、排日運動は満鉄附属地の中国人学校に波及し、臨時休業、帰郷命令、生徒の動揺といった形で学校運営に影響を及ぼしていた。さらに1927年には、奉天を中心とする排日運動の高揚のもとで、学校運営と生徒管理をめぐる緊張が再び強まった。次節では、このような状況のなかで発生した遼陽商業学校、熊岳城農業学校、奉天同文商業学校の同盟休校事件について、その実態を具体的に検討する。

3. 満鉄附属地における同盟休校事件の実態

排日運動が高揚するなかで、奉天市内の中等学校では休業が相次ぎ、満鉄附属地の南満中学堂でも臨時休業が続いていた⁷。また、満鉄附属地の中国人学校においても、生徒の集団離校や同盟休校に関わる事件が発生した。以下では、遼陽商業学校臨時休校事件、熊岳城農業学校生徒一部同盟休校事件、奉天同文商業学校同盟休校事件の3つの事例を取り上げ、それぞれの発生経緯と学校側の対応を具体的に検討する。

3.1 遼陽商業学校臨時休校事件

遼陽商業学校は、中国人生徒に対して簡易な商業教育を施すことを目的として、1922年4月に開校した学校である。同校の修業年限は3年で、公学堂高級科卒業程度を入学資格としていた。開校当初は初級小学卒業程度を入学資格としていたが、1924年度から高級小学卒業程度へと改められ、さらに1927年度には1年制の予科が設置された。ただし、この予科は1928年度限りで廃止された。このように、遼陽商業学校は満鉄附属地における中国人商業教育の一端を担う教育機関であった。1927年9月、同校において、生徒の臨時休校事件が発生した。

9月8日午後4時40分頃、遼陽商業学校において、中国人生徒である寄宿舎在住の2年生90名が、授業中に筆記具とノートを放置したまま、校舎の裏口から一斉に離校する事件が発生した。生徒たちは遼陽城北門を経て四台廟に至り、その後、中国旅館義和棧において中国側の生徒と合流した。

このような集団離校の理由について、学校側は同校の3年生に事情を確認した。その結

⁶ 「日本對華態度將轉強硬」、『申報』第19576号、1927年9月10日付。

⁷ 「排日運動にうき身をやつす支那学生ら」、『満洲日日新聞』第6940号、1927年9月7日付。

果、3年生からは、奉天方面からの排日運動の教唆を受けたこと以外に、特段の理由は見いだされなかったと報告されている⁸。すなわち、学校側は、この生徒たちの行動を、単なる校内問題ではなく、奉天方面から波及した排日運動の影響を受けたものとして把握していたのである。その後、学校当局は中国人教師を義和棧に派遣し、生徒たちの動向を調査させた。また、城内に居住する生徒の保証人にも事情を伝えた。その保証人の中には県公署の張交渉員が含まれていたため、この件はまもなく陶県知事の知るところとなった。陶県知事は、生徒たちに対して速やかに学校へ戻るよう命じた。また、この事件を受けて、遼陽県知事が派遣した委員は、学生による排日デモへの対応について、知事に指示を求めた。これに対し、遼陽県知事は、生徒が学業を放棄して反日運動に参加すべきではないとの見解を示した⁹。その結果、同日午後 11 時には、生徒全員が帰校した。しかし、翌 9 日、学校当局は臨時休業を発表した。

以上の経緯から、遼陽商業学校の生徒が中国側学校の生徒と合流していたことは明らかであり、同校の臨時休業事件は、単なる校内規律上の問題ではなく、当時高揚していた中国側の排日運動と密接に関連していたと考えられる。

この事件への対応については、1927 年 10 月 5 日、遼陽所在の領事館事務代理であった吉井秀男が田中義一外務大臣に宛てた電報から確認できる。同電報には、10 月 3 日に退学処分を受けた生徒を除く全員が登校したこと、学校当局が今後、生徒の行動に対してより厳格に訓戒を加える方針を示したこと、さらに 10 月 4 日からは平穩に授業が再開されたことが記されている¹⁰。このことから、9 月 8 日の生徒離校事件から 10 月 4 日の授業再開まで、約 1 か月を要したことがわかる。以上の経緯を踏まえると、遼陽商業学校の臨時休校事件は、満鉄側においても、生徒管理上の問題にとどまらず、排日運動の波及に伴う学校秩序の動揺として認識されていたと考えられる。

こうした認識は、当時の奉天を中心とする排日運動の展開とも関連していた。当時、在満日本人社会および日本側当局は、奉天における排日運動の高揚に強い危機感を抱いていた。『満洲日日新聞』1927 年 9 月 8 日付の記事によれば、中国側の排日的行動が激化し、学生を中心とする大規模な排日示威運動が実施される可能性があるかと判断されたため、奉天総領事館では秘密会議が開かれた。同会議には、総領事館関係者のほか、警察・守備隊・駐屯部隊・憲兵分隊の関係者が招集され、排日運動を「絶対に禁止」する方針が協議された。さらに、警告にもかかわらず排日運動が強行された場合には、在留民の生命・財産を保護するため、軍隊の出動も含めてこれを徹底的に阻止することが検討さ

⁸ 「遼陽の支那学童 排日運動に盲動せんとす 寄宿舎を脱出して不穩の行動 当局は学校を閉鎖す」、『満洲日日新聞』第 6943 号、1927 年 9 月 10 日付。

⁹ 「遼陽商業学校臨時休校顛末ニ関スル件」「3. 昭和二年及三年度学校及学生関係 (12) 学生及教員同盟休校」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B05016108900、文化施設及状況調査関係雑件／在外ノ部 第九卷 (H-7-1-0-4_2_009) (外務省外交史料館) 画像 0177—0178。

¹⁰ 同上。

れた¹¹。

一方、中国側地方当局も学生による排日運動の拡大を警戒していた。『満洲日日新聞』の記事によれば、莫徳恵奉天省長は9月11日、張警察庁長を通じて各警察機関に対し、学生団の排日運動を取り締まるよう訓令した。その内容は、街路上で5名以上が集合し、排日的行動が認められた場合には、説諭のうえ解散させること、またこれに違反した場合には代表者を逮捕すること、というものであった。さらに警察庁は、保安隊50名および各警察署の非番員を城内各所に派遣し、学生団の動向を警戒させていた¹²。

しかし、当局による取締りにもかかわらず、奉天省内の排日運動はなお継続していた。『申報』1927年9月16日付の記事によれば、9月13日、洮南府では一万数千人が日本領事署に集まり、現地の商民による罷市や学生による宣伝活動も行われていた¹³。このような情勢のもとで、満鉄側は情勢の悪化を警戒し、関係者およびその家族を一時的に鄭家屯・四平街方面へ避難させた。

さらに、『満洲日日新聞』1927年9月10日付の記事は、9月11日に予定されていた奉天の排日示威運動が中止されたものの、情勢はなお樂觀を許さないものであったと報じている。同記事によれば、この示威運動は、芳沢公使の警告を受けた張作霖の禁止命令、および吉田総領事による莫徳恵奉天省長への警告によって中止されたとされた。しかし、満鉄側の公学堂や医学堂の一部、中国側諸学校では依然として休業が続いており、女子師範学校では排日劇を上演して運動資金を集める動きもみられた。また、日本側貨物の城内への搬出入もなお自由ではなく、通信機関への妨害に類する排日的問題も各方面で発生していたという¹⁴。なお、『満洲日日新聞』の記事は日本側報道であり、排日運動に対する危機意識を強く反映したものである。とはいえ、『申報』の記事とあわせてみれば、少なくとも当時、奉天省内において排日運動が継続し、学生や学校への影響が注目されていたことが確認できる。

以上のような奉天省内における学生を中心とする排日運動の広がりを踏まえるならば、遼陽商業学校の生徒離校事件は、単なる一校内の逸脱行動ではなく、地域的な学生動員の一環として捉えることができる。予定されていた大規模示威運動は当局の介入によって中止されたものの、学校の休業や学生・生徒を巻き込んだ排日活動はなお続いていた。したがって、遼陽商業学校の臨時休校事件は、奉天方面における排日運動の高揚と学生動員の広がりを背景として発生したものであり、地域的な学生運動が同校の内部にまで波及していたことを示している。

¹¹ 「総領事館の秘密会議」、『満洲日日新聞』第6942号、1927年9月9日付。

¹² 「学生取締訓令」、『満洲日日新聞』第6947号、1927年9月14日付。

¹³ 「奉省之排日運動」、『申報』第19582号、1927年9月16日付。

¹⁴ 「奉天の排日示威運動」、『満洲日日新聞』第6943号、1927年9月10日付。

3.2 熊岳城農業学校生徒一部同盟休校事件

熊岳城農業学校は、満鉄附属地における中国人生徒を対象とした農業教育機関であり、その前身は農業補習科であった。同校の修業年限は2年で、公学堂初等科を卒業した12歳以上の者を入学対象としていた。1920年4月には、満鉄附属地に隣接する中国国民学校の卒業生を受け入れることを目的として、修業年限1年の補習科入学予科が設置された。その後、1923年4月に農業補習科が独立し、熊岳城農業学校となった。このように、同校は満鉄附属地およびその周辺地域の中国人生徒を受け入れる農業教育機関であった。1927年9月11日から12日にかけて、同校において一部生徒による同盟休校事件が発生した。

事件発生当初、熊岳城農業学校の同盟休校については、外部からの煽動が疑われていた。『満洲日日新聞』は、数日来、奉天の中国人大学生数名が熊岳城を往復していたとの証言を紹介し、排日派の煽動が事件の背景にあった可能性を報じている¹⁵。しかし、同紙の9月17日付記事では、傅立魚と事件との関係は否定され、むしろ少数の生徒による煽動が原因であったと報じていた¹⁶。一方、満鉄当局はこの事件を比較的楽観視していた。同盟休校に加わったのは一年生に限られ、不穏な行動も確認されていなかったため、授業は学校長の判断により継続される見込みであるとされた¹⁷。

それでは、熊岳城農業学校における同盟休校は、具体的にはどのような経緯で発生したのであろうか。この点は、1927年9月17日付の在牛莊領事岸田英治から田中義一外務大臣宛の報告によって確認できる¹⁸。

同報告によれば、9月11日午後、熊岳城農業学校の本科1年生および予科生数名が、同僚20余名とともに不穏な行動を企てるため内議を行った。その背景には、数日前に予科生の一人が学則違反を理由に、教員から厳しく訓戒されていたことがあったとされる。学校当局はこの動きを察知し、直ちに解散させた。しかし翌12日午後には、本科1年生および予科生の出席者が次第に減少した。さらに、前日に休校を主唱した生徒から圧力を受けた生徒たちは代表者を選出し、南満中学堂や遼陽商業学校と同様に臨時休業を認めるよう学校側に申し出た。これに対して学校側は申請を拒否した。そのため、同日夕方から翌朝にかけて、本科1年生30名全員および予科生31名全員が、それぞれ荷物を

¹⁵ 「熊岳城農学校の一年生同盟休校 数日来奉天支那大学生が往来 原因は排日派の煽動か」、『満洲日日新聞』第6947号、1927年9月14日付。

¹⁶ 「熊岳城農学校同盟休校真相—傅立魚とは無関係 二三不良学生の煽動」、『満洲日日新聞』第6950号、1927年9月17日付。

¹⁷ 「満鉄当局は頗る楽観 不穏の行動がない 授業は其儘続ける」、『満洲日日新聞』第6947号、1927年9月14日付。

¹⁸ 「外国学校関係雑件／中国ノ部 第一巻 42. 熊岳城農業学校」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B04012208900、外国学校関係雑件／中国ノ部 第一巻 (I-1-5-0-4_1_001) (外務省外交史料館)。

まとめて帰郷した。ただし、報告では、その間、生徒たちはそれ以上の組織的行動や不穏な行動には出なかったとされている。

もっとも、学校当局側の観察によれば、この事件は外部からの直接的な煽動によってのみ発生したものではなかった。報告では、奉天方面からの檄文や代表者はまだ到着していなかったとされる。そのうえで、主唱者らは学業成績が極めて不良で、修学継続の見込みが乏しく、いずれ退学する可能性が高かったと指摘されている¹⁹。彼らは、他地域の満鉄関係学校が臨時休業したとの報に接し、この機会を利用して休校を企てたものとみなされていた。その他の生徒については、主唱者に同調したにすぎず、外部からの明確な働きかけは認められないとされた。

その後、学校側は事件の処理を進め、首謀者とされた本科1年生4名および予科生1名を退学処分とした。『満洲日日新聞』の記事によれば、熊岳城農業学校では、時局の緩和と不穏な兆候の消失を受けて、処分を加えたうえで復校を認め、10月1日より授業を再開する見込みであった²⁰。他方で、同盟休校に加わった生徒のうち、登校再開の意思を示した者については、復校を認める措置がとられた。また、同記事からは、同盟休校に参加した生徒のなかにも、自らの非を認めて復校を希望する者がいたことが確認できる。ここから、学校側が首謀者と同調者を区別して処理していたことがうかがえる。

このように、熊岳城農業学校の同盟休校事件では、発生当初、排日派による外部煽動が疑われたものの、岸田領事の報告では、校内の生徒問題、他校の臨時休業への模倣、生徒間の同調圧力が重視されていた。また、学校側は首謀者に退学処分を加える一方、同調した生徒については復校を認めた。したがって、この事件は、排日運動の高揚を背景としながら、他校の臨時休業に関する情報を主唱者が利用し、その働きかけと生徒間の同調圧力によって休業要求と集団帰郷へと発展した、学校秩序の動揺として位置づけられる。

3.3 奉天同文商業学校同盟休校事件

奉天同文商業学校は、奉天の日本人居留民社会と関わりをもちながら展開した教育機関であった。1909年当時、奉天には中国語を教授する学校として、奉天外国語夜学校と清語学堂の二校が存在していた。しかし、いずれも経営基盤が十分ではなかった。そのため、朔風会会員であった富谷兵次郎と佐藤善雄は、両校の合併を提案した。総領事館の了解を得て、両校は合併され、1910年3月1日に奉天外国語学校として開校した。同校は当初、日本人に対する中国語教育を行うとともに、中国人に対する日本語教育も担っていた。

¹⁹ 同上。

²⁰ 「学生の請を納れて 熊岳城農学校開校す-盟休学生の善玉帰郷者に復校勧誘 公主嶺も本月一日から授業を開始-」,『満洲日日新聞』第6960号,1927年9月27日付。

その後、奉天外国語学校は奉天居留民会や関係機関の支援を受けながら維持されたが、経営上の困難も抱えていた。1924年4月、組織変更に伴い、「奉天同文商業学校」と改称された。改称後、同校は中国人生徒に対する日本語教育および商業教育を行う学校としての性格を強めていった。すなわち、奉天同文商業学校は、商業教育機関であると同時に、日本人居留民社会の教育的関心と中国人生徒への日本語・商業教育が交差する場であった。1927年11月、同校で中国人生徒による同盟休校事件が発生した。

それでは、奉天同文商業学校の同盟休校事件は、どのような経緯で発生したのであろうか。この点については、1927年11月29日付の吉田茂奉天総領事から田中義一外務大臣宛の報告によって確認できる²¹。この報告によれば、奉天小西関に所在した奉天同文商業学校では、中国人生徒約80名が同年11月下旬に同盟休校を行った。同校は主として中国人生徒を対象とする学校であり、邦人は夜学部に通学していたと報告されている。

学校側の経過報告によれば、従来、生徒の間に長髪、オールバック、分髪などの髪型が多くみられた。学校側は、これらを「質実」を重んじる商業人養成の学校にふさわしくない傾向とみなし、1927年4月以降、こうした髪型を禁止し、生徒に一律に丸刈りにするよう命じていた。しかし、時間が経過するにつれて、生徒の髪型は丸刈りから角刈りへ、さらにオールバックや分髪へと戻る傾向を示した。

そこで学校側は、10月上旬に規定に違反した生徒30余名を集め、髪型規定について意見を聴取した。その際、生徒たちは自らの非を認め、10月末までに丸刈りにすることを約束した。学校側は直ちに実行させるのではなく、20日間の猶予を与えた。しかし、期限である11月1日になっても、実行した者はわずか二、三名にとどまった。その後、再び生徒を集めて理由を述べさせたところ、生徒たちは丸刈りに賛成し、学校側の方針に反対する者はいなかったとされる。学校側はさらに20日間の猶予を与えたが、期日までに実行する者は現れなかった。

このため学校側は、11月21日、翌日までに規定に従わない者については登校を認めないと通告した。ところが、翌22日に実際に丸刈りにして登校した者は一名にすぎず、他の生徒は従来通りの髪型で登校した。授業開始前、学校側が未実行者を職員室に集合させるよう命じたところ、まず未実行者が退場し、続いて実行者も退場したため、最終的に全校生徒が学校を引き上げる事態となった。

その後、学校側が内情を調査した結果、数名の不良生徒による煽動によって同盟休校に至ったと判断された。これを受けて、学校側は11月24日に職員会議を開き、不良とみなされた6名を退学処分とした。一方、退学処分を受けた生徒以外の多くは、自らの非

²¹ 「奉天同文商業学校同盟休校ニ関スル件」「3. 昭和二年及三年度学校及学生関係 (12) 学生及教員同盟休校」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B05016108900、文化施設及状況調査関係雑件／在外ノ部 第九巻 (H-7-1-0-4_2_009) (外務省外交史料館) 画像 0172-0173.

を認め、本人の出頭または書面によって謝罪し、早期の復校を希望していたとされる。したがって、学校側は、首謀者とされた生徒を処分する一方で、その他の同調生徒については復校を認める方向で対応していた。

以上の経緯から、奉天同文商業学校の同盟休校事件は、直接には髪型規定をめぐる校内規律上の対立として発生したことがわかる。ただし、生徒たちが最終的に集団で離校した点において、この事件は単なる個別の規則違反ではなく、校内規律をめぐる集団的な行動へと発展したものであった。すなわち、髪型規定は単なる外見上の指導にとどまらず、中国人生徒に対する学校側の規律化のあり方をめぐる問題として現れたのである。

なお、同事件は同時代の新聞にも取り上げられていた。『満洲日報』は「髪の刈方から同盟休校起る」と題し、奉天小西関外の同文商業学校において、1927年11月24日に全生徒による同盟休校が発生したことを報じている²²。同記事は、事件の原因を、学校側が命じた五分刈に生徒が従わなかった点に求めており、富谷校長のもとで長年大きな事故がなかった同校にとって、この事件が例外的な出来事として受け止められていたことを伝えている。さらに、中国語新聞の『盛京時報』1927年12月1日付「商校罷課」も、小西関の同文商業学校において、教員が学生の留髪を取り締まったことを契機に、生徒が一斉に罷課し、なお停滞していたと報じている²³。

このように、『満洲日報』と『盛京時報』はいずれも、同事件を髪型規定ないし留髪取締りを契機とするものとして報じていた。これにより、学校側報告の内容は、同時代の新聞報道によっても裏づけられる。

事件後の処理については、1927年12月12日付で吉田茂奉天総領事が田中義一外務大臣に宛てた電報に付された「奉天同文商業学校同盟休業ニ関スル件」から確認できる²⁴。この報告によれば、学校側は、同盟休校後の事態について生徒や保護者に誤解が生じないよう、これまでの経過と学校側の対応を詳しく説明する必要があると考えていた。そこで、同窓会の関係者を招いて事実を報告し、同窓会側も自発的に委員会を組織して、円満な解決に向けた働きかけを行った。

この過程で、生徒や保護者からは、口頭または書面によって復校を求める声が寄せられた。しかし、学校側は直ちに復校を認めるのではなく、生徒・保護者側が自らの非を十分に認識するのを待つ方針をとった。その後、学校側は登校通知を出すとともに、同盟

²² 「髪の刈方から同盟休校起る 奉天の同文商業校で」、『満洲日報』第7728号、1927年11月26日付。

²³ 「商校罷課」、『盛京時報』第6479号、1927年12月1日付。

²⁴ 「奉天同文商業学校同盟休業ニ関スル件」「3. 昭和二年及三年度学校及学生関係 (12) 学生及教員同盟休校」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B05016108900、文化施設及状況調査関係雑件／在外ノ部 第九卷 (H-7-1-0-4_2_009) (外務省外交史料館) 画像 0175-0176。

休校後に不穏な行動をとった 5 名を停学処分とした。また、遠方に居住している者や事情により登校できない者は、書面または代理人を介して復校を願い出ていた。これにより、最終的には大部分の生徒が復校した。

なお、『満洲日報』1927 年 12 月 9 日付の記事も、この事件の収束を報じている²⁵。同記事は、奉天同文商業学校における同盟休校事件が、髪型規定をめぐる対立を契機として発生したことを説明したうえで、処分後、12 月 5 日には同校生徒全員の登校が確認されたと伝えている。この報道は、外務省史料にみられる復校過程とほぼ対応しており、同事件が 11 月下旬から 12 月上旬にかけて、懲戒処分、同窓会を介した調停、生徒・保護者による復校願いなどを経て収束していったことを示している。

このように、事件処理は、退学・停学といった懲戒処分だけでなく、同窓会を介した調停や、生徒・保護者側の謝罪・復校願いを通じて進められていた。学校側は、首謀者を処分する一方で、同調した生徒については謝罪や復校手続きを通じて受け入れ、校内秩序の回復を図っていたのである。

以上の経緯は、当時同校の運営に関わっていた富谷兵次郎の回顧からも確認できる。富谷は、1927 年 11 月に同校生徒の同盟休校が発生し、その直接の原因は、長髪の生徒に対して五分刈を命じたにもかかわらず、生徒が期日までにこれを実行しなかったことにあったと述べている。この記述は、吉田茂奉天総領事の報告に付された学校側の経過報告とほぼ一致している。また富谷は、この問題が同年 9 月の排日大示威運動以前に始まり、示威運動後まで持ち越されたため、その影響を受けたと述べている²⁶。したがって、奉天同文商業学校の同盟休校事件は、排日運動によって直接引き起こされたというよりも、既存の校内規律問題が、排日運動後の緊張した状況のなかで集団的な休校へと転化したものとして理解できる。

以上の 3 つの事例をみると、排日運動の影響の現れ方と事件の発生要因は、各校で異なっていた。遼陽商業学校では外部運動の直接的な波及、熊岳城農業学校では校内の生徒問題、他校休業への模倣と生徒間の同調圧力、奉天同文商業学校では髪型規定をめぐる校内対立が、それぞれ集団行動の展開に関わっていた。次節では、これら 3 つの事例を比較し、同盟休校事件の特質と満鉄側・学校側の対応について検討する。

4. 同盟休校事件の特質と満鉄側・学校側の対応

本節では、前節で検討した 3 つの同盟休校事件を比較し、その発生要因、学校秩序への影響、および学校側の生徒管理のあり方について考察する。

²⁵ 「奉天同文商業盟休事件解決」、『満洲日報』第 7741 号, 1927 年 12 月 9 日付。

²⁶ 富谷兵次郎, 1937, 「満人教育三十年」, 荒川隆三編, 『満鉄教育回顧三十年』, 南満洲鉄道株式会社地方部学務課, p. 195.

前節でみたように、3つの事件に対する排日運動の影響は一様ではなかった。遼陽商業学校では、奉天方面から波及した排日運動が、生徒の集団離校と中国側学校の生徒との合流を促した。熊岳城農業学校では、他校の臨時休業に関する情報が主唱者による休校企図の契機となり、生徒間の同調圧力を通じて集団帰郷へと拡大した。奉天同文商業学校では、髪型規定をめぐる既存の対立が、排日運動後の緊張した状況のもとで、全校的な離校へと発展した。すなわち、排日運動の影響は、各校の内部事情に応じて異なる経路を通じて現れたのである。

また、3つの事例に共通しているのは、同盟休校が単なる欠席や一時的な授業停止にとどまらず、学校秩序そのものを揺るがす問題として認識されていた点である。遼陽商業学校では、授業中の生徒が筆記具やノートを残して一斉に離校し、中国側学校の生徒と合流した。これは、授業秩序や寄宿舎管理を超えて、地域社会の学生運動と学校内部とが接続する事態であった。熊岳城農業学校では、本科1年生および予科生が主唱者の圧力を受け、代表者を選出して臨時休業を求めたうえで、最終的に帰郷した。ここでは、個々の生徒の不満が、生徒間の同調関係を通じて集団行動へと拡大していた。奉天同文商業学校では、髪型規定に従わなかった生徒たちが集団で離校し、最終的には全校生徒が学校を引き上げる事態となった。髪型規定は一見すると校内の生活指導に属する問題であったが、それは中国人生徒に対する身体規律や学校側の管理権限をめぐる問題として現れた。

なお、髪型規定をめぐる対立については、近代中国における髪型の政治的・社会的意味にも注意する必要がある。吉澤誠一郎が清末剪辮論について指摘するように、清朝末期以来、髪型は単なる外見や風俗の問題にとどまらず、文明、国家、政治的帰属、身体のある方をめぐる問題として論じられてきた。もちろん、1927年の奉天同文商業学校における丸刈り規定を清末剪辮論と直接連続させることはできない。しかし、清朝末期から中華民国期にかけて、髪型が身体と政治的帰属をめぐる象徴性を帯びていたことを踏まえるならば、同校の髪型規定も、単なる生活指導ではなく、中国人生徒の身体外観を学校秩序のなかに位置づけ、規律化しようとする試みの一環として理解できる。

したがって、これらの事件において問題となったのは、単に排日運動に参加したか否かという点だけではない。生徒が集団離校や休業要求に及んだことで、授業秩序、寄宿舎管理、校則遵守、身体規律といった既存の学校運営の枠組みが動揺した。学校側は、外部情勢の影響の有無を確認しつつ、これらの行動を学校の管理権限と運営を揺るがす問題として把握した。少なくとも本稿で確認した史料からは、学校側が排日運動の高揚を利用して新たな規律強化を企図したことは確認できない。むしろ、その対応は、集団行動によって動揺した校内秩序を回復し、授業と学校運営を再開することを目的としたものと考えられる。

この点は、事件後の処理にも表れている。3つの事例において、学校側は首謀者と同調者を区別しながら対応していた。遼陽商業学校では、退学処分を受けた生徒を除き、他の

生徒は復校し、授業が再開された。熊岳城農業学校では、首謀者とされた本科 1 年生 4 名および予科生 1 名が退学処分とされる一方、登校再開の意思を示した生徒については復校が認められた。奉天同文商業学校でも、首謀者とみなされた生徒には退学・停学処分が加えられたが、同調した生徒については、本人や保護者の謝罪・復校願いを経て受け入れられていた。

このような処理方法は、満鉄側が 1925 年の段階で示していた生徒管理方針とも連続している。すなわち、一時的に付和雷同した生徒については直ちに処分せず、事態の推移を見守る一方で、排日の扇動や暴行・脅迫などを行った生徒に対しては厳重に処分するという方針である。1927 年の 3 つの同盟休校事件においても、学校側は全生徒を一律に処分するのではなく、首謀者とされた生徒に厳しい処分を加え、その他の生徒については復校を認めることで、校内秩序の回復を図っていた。ここには、処罰によって規律を示す一方で、学校運営を再開するために多数の生徒を再び学校秩序の内部に取り込もうとする管理の論理がみられる。

さらに注目すべきは、学校側の対応が、単なる懲戒処分だけで完結していなかったことである。遼陽商業学校では、中国人教師の派遣、保証人への連絡、県知事による帰校命令など、学校外部の中国側関係者も事件処理に関与した。熊岳城農業学校では、学校側は生徒の不穏行動や外部煽動の有無を確認しながら、処分と復校の範囲を定めていた。奉天同文商業学校では、同窓会を介した調停や、生徒・保護者による謝罪・復校願いが重要な役割を果たした。これらの対応からは、満鉄附属地の中国人学校における生徒管理が、学校内部の処分だけでなく、保護者、同窓会、中国側地方当局などとの関係を通じて行われていたことがわかる。

以上の比較から、3 つの事件では発生の契機や展開が異なっていた一方、学校側はいずれも、生徒の集団行動を校内秩序と生徒管理の枠組みを揺るがす問題として把握していたことがわかる。また、首謀者を処分する一方、その他の生徒の復校を認めることにより、校内規律の維持と学校運営の再開を両立させようとしていた。

5. おわりに

本稿では、1927 年前後の排日運動の展開を踏まえつつ、満鉄附属地の中国人学校における同盟休校事件について、遼陽商業学校、熊岳城農業学校、奉天同文商業学校の 3 つの事例を取り上げ、その発生経緯と学校側の対応を検討した。これにより、排日運動の高揚が、満鉄附属地の中国人学校において、単に外部からの政治運動の影響としてではなく、学校秩序の動揺と生徒管理の問題として現れていたことを明らかにした。

第一に、排日運動の影響は、3 つの学校で異なるかたちで現れた。遼陽商業学校では、奉天方面からの排日運動の影響と中国側学校の生徒との合流が比較的明確にみられた。これに対し、熊岳城農業学校では、外部からの煽動が疑われつつも、領事報告では校内の生徒問題、他校の臨時休業への模倣、生徒間の同調圧力が重視されていた。奉天同文商

業学校では、髪型規定をめぐる校内規律上の対立が直接の契機となり、この対立が排日運動後の緊張した状況のなかで集団的な休校へと転化した。したがって、同盟休校事件は、排日運動が学校外部から一方的に流入した結果としてのみ理解することはできない。外部運動の直接的波及、他校休業への模倣と生徒間の同調圧力、校内規律上の対立の集団化というように、各校には固有の発生経路がみられた。

第二に、これらの事件は、単なる欠席や一時的な授業停止ではなく、学校側が維持しようとした学校秩序を揺るがす問題として認識されていた。生徒の集団離校、代表者の選出、臨時休業の要求、髪型規定への不服従といった行動は、授業秩序、寄宿舎管理、校則遵守、身体規律など、学校運営の基礎に関わる問題であった。とくに奉天同文商業学校の髪型規定をめぐる対立は、生活指導上の問題にとどまらず、中国人生徒の身体外観を学校秩序のなかに位置づけようとする規律化の問題として理解できる。

第三に、事件後の処理において、学校側は首謀者と同調者を区別しながら対応していた。遼陽商業学校、熊岳城農業学校、奉天同文商業学校のいずれにおいても、学校側は全生徒を一律に処分するのではなく、首謀者とされた生徒に対して退学・停学などの処分を加える一方、その他の生徒については謝罪や復校願いを経て受け入れる方向で処理していた。ここには、処罰によって校内規律を示すと同時に、多数の生徒を再び学校秩序の内部に取り込み、学校運営を再開しようとする生徒管理の論理がみられる。

以上の検討から、満鉄附属地の中国人学校における同盟休校事件は、排日運動下における学校秩序と生徒管理の問題として捉えられることが明らかとなった。満鉄附属地の中国人学校は、中国人生徒に教育を施す場であると同時に、生徒の集団行動が発生した際には、それを授業秩序や校則遵守を揺るがす問題として把握し、事件後の処理を通じて、校内秩序の回復と学校運営の再開を図る場でもあった。少なくとも本稿で検討した史料からは、学校側が排日運動の高揚に乗じて新たな規律強化を企図したことは確認できず、その対応は、政治的緊張のもとで生じた集団行動に対し、既存の校内秩序を回復しようとしたものとして理解できる。

ただし、本稿では3つの事例を中心に検討したため、他地域の事例や、中国側史料にみられる生徒側の認識については、十分に検討できなかった。これらについては今後の課題としたい。

引用・参考文献

- 阿部洋, 1980, 「一九二〇年代満州における教育権回収運動—中国近代教育におけるナショナルリズムの一側面—」, 『アジア研究』第27巻第3号, pp. 1-40.
- 阿部洋, 2009, 「中国における東亜同文会の学校教育」, 『オープン・リサーチ・センター年報』, 第3号, pp. 19-36.
- 富谷兵次郎, 1937, 「満人教育三十年」, 荒川隆三編, 『満鉄教育回顧三十年』, 南満洲鉄道株式会社地方部学務課, p. 195.

奉天居留民会, 1936, 『奉天居留民会三十年史』, 奉天居留民会, pp. 180-181.

南満洲鉄道株式会社地方部, 1930-1933, 『地方経営梗概 昭和 4 年度』, 南満洲鉄道地方部庶務課, p. 76.

南満洲鉄道株式会社地方部学務課編, 1937, 『満鉄教育沿革史』 上下 (草稿), 南満洲鉄道株式会社地方部学務課, pp. 510-515. なお、本稿では『「満洲・満洲国」教育資料集成』第 16 巻所収の復刻版を用いた。

南満洲鉄道株式会社地方部地方課, 1917, 『南満洲鉄道株式会社経営教育施設要覧』, 南満洲鉄道株式会社地方部地方課, p. 90.

山本一生, 2007, 「1920-30 年代の満洲公学堂教員の意識変容—教育雑誌『南満教育』の分析を中心に—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 46 巻, pp. 31-41.

吉澤誠一郎, 1997, 「清末剪辮論の一考察」『東洋史研究』第 56 巻第 2 号, pp. 307-341.

胡愈之, 1925, 「五卅事件紀實」『東方雑誌』第 22 巻, 五卅事件臨時増刊, pp. 1-34.